

第1章 計画の前提

計画の概要

計画策定の趣旨と目的

岩倉市の特徴の整理

1－1 計画の概要

【都市計画マスタープランとは】

岩倉市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）とは、岩倉市（以下「本市」という。）の都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、個別の都市計画の指針として地区別の将来像をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とそれに対応する整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画です。

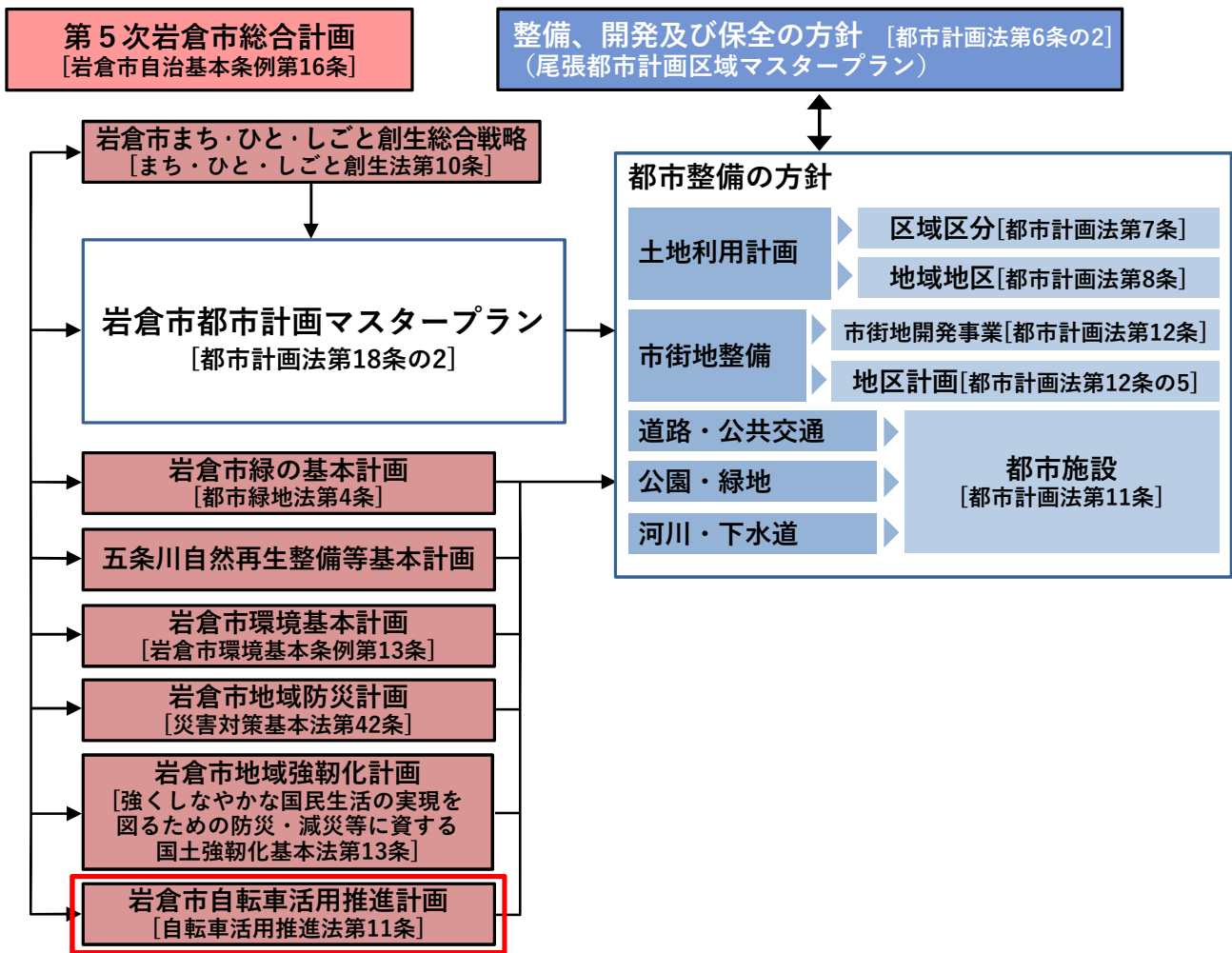
【計画の目標年度】

本計画の目標年度は、~~第5次岩倉市総合計画との整合を図り、~~2021年（令和3年）策定時から10年後の2030年度（令和12年度）とします。

【計画の位置づけ】

本計画は第5次岩倉市総合計画や愛知県の尾張都市計画区域マスタープランを上位計画とし、これらの計画が掲げる目標の実現に向け、都市計画法に基づく土地利用、道路や公園などの都市施設の配置、市街地※の整備や改善などの個別の都市計画について総合的な指針となるものです。

※市街地：現在及び10年後の市街化区域において都市的な土地利用がなされている地区



1-2 計画策定の趣旨と目的

~~本市は、2011年（平成23年）3月に2020年度（令和2年度）を目標年度として「岩倉市都市計画マスタープラン」を策定しました。~~

~~その後、社会経済情勢や国民の価値観、生活スタイル等が大きく変化し、都市づくりにおいては、各種法律の制定・改正等が行われてきました。~~

~~また、2019年（平成31年）3月に「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）」が改定され、さらに、本市では2021年度（令和3年度）からの10年間を計画期間とする「第5次岩倉市総合計画」が策定されました。~~

~~今回策定した本計画は、これらの背景を踏まえ、これまで10年間の計画について、基本的な方針を継承するとともに所要の見直しを行ったものです。~~

~~本市では、2021年（令和3年）に現行の「岩倉市都市計画マスタープラン」を策定しました。~~

~~こうした中、当該マスタープランの策定後5年が経過し、この間、「岩倉市第5次総合計画」の改定や名神高速道路における尾張一宮PAスマートIC（仮称）が準備段階調査に採択されたことなどに対応するとともに、住居系拡大検討ゾーンの新たな候補地への検討や産業系拡大検討ゾーンにおける開発状況を考慮し、計画の見直し（改定）を行ったものです。~~

~~また、見直しにあたっては、現況整理の見直しや計画改定からの社会情勢の変化にも対応した計画としています。~~

【都市計画関連の法律・制度等の改正等】

2011年（平成23年）3月に「岩倉市都市計画マスタープラン」を策定したのちに行われた関係法令の改正等を計画策定に反映させます。

時点	法律・制度	内容
2014年（平成26年）5月	都市再生特別措置法の改正 （立地適正化計画制度の創設）	コンパクトな都市構造の形成に向け、従来の都市計画法に基づく土地利用の誘導に加え、居住や都市機能の誘導を推進
2014年（平成26年）11月	まち・ひと・しごと創生法の制定	東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持する
2016年（平成28年）6月	都市再生特別措置法の改正 （国際ビジネス環境・生活環境の整備）	国際ビジネス環境・生活環境の整備
2017年（平成29年）5月	都市緑地法等の改正	生産緑地の規模引き下げ、田園住居地域の創設等
2018年（平成30年）4月	都市再生特別措置法の改正 （都市のスポンジ化対策）	利用権設定計画制度の創設
2020年（令和2年）6月	都市再生特別措置法の改正 （安全で魅力的なまちづくりを推進）	災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出等
2022年（令和4年）4月	都市計画法の改正	災害危険区域等における開発の原則禁止、市街化調整区域の開発の厳格化
2024年（令和6年）2月	都市緑地法等の改正	緑地の機能維持増進の位置付けなど まちづくり GX の推進

【上位計画との整合】

本市の都市づくりの上位計画である「第5次岩倉市総合計画」に即し、また、「尾張都市計画区域マスタープラン」との整合を図るとともに、市の独自性に基づいた計画とします。

◇第5次岩倉市総合計画

同時改定の為、
今後更新予定

【将来都市像】

健康で明るい緑の文化都市

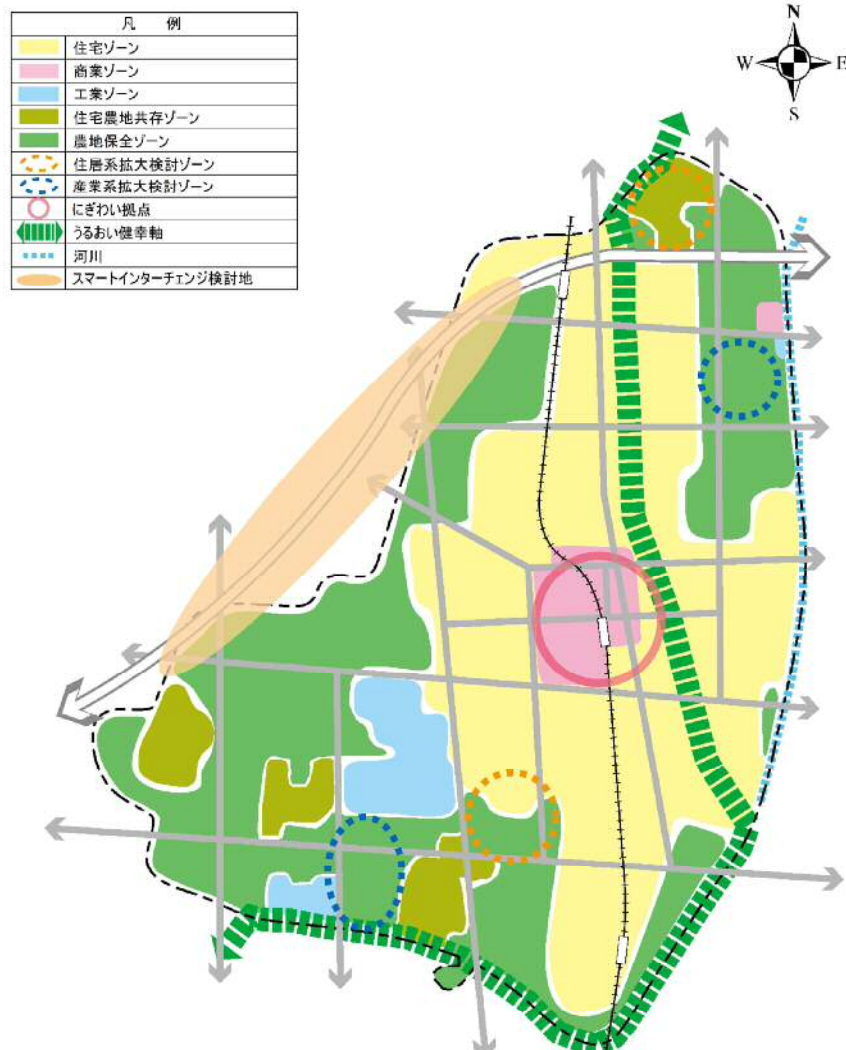
【基本理念】

マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす

【まちづくりの基本目標】

- 基本目標1：健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）
- 基本目標2：個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）
- 基本目標3：利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）
- 基本目標4：環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）
- 基本目標5：協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

【土地利用方針図】



◇尾張都市計画区域マスタープラン

本市は尾張都市計画区域のほぼ中央に位置し、名鉄岩倉駅周辺を商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積した、暮らしやすいまちなかを形成する都市拠点として位置づけられています。

【基本理念】

「広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり」

【将来都市像】

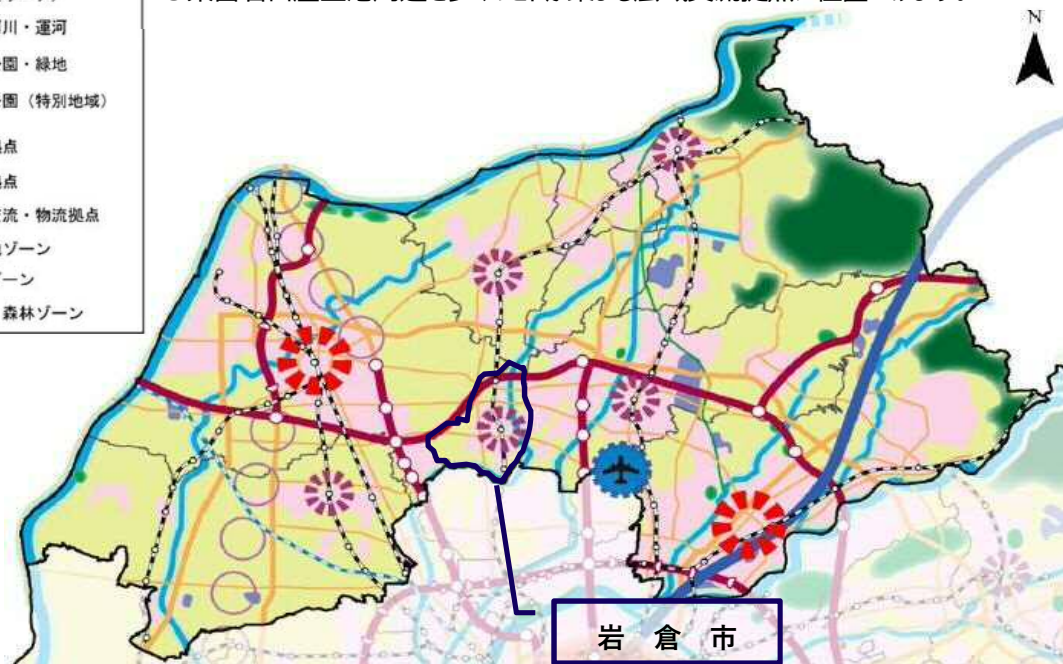
- ①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に係る将来都市像
- ②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に係る将来都市像
- ③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に係る将来都市像
- ④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に係る将来都市像
- ⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に係る将来都市像

【将来都市構造図】



【都市の拠点】

- 一宮駅周辺及び鳥居松・JR 春日井駅周辺地区を多くのヒトやモノが活発に動き、広域的な都市機能が集積する区域拠点に位置づけます。
- 犬山駅、江南駅、小牧駅、国府宮駅及び岩倉駅周辺を商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し、暮らしやすいまちなかを形成する都市拠点に位置づけます。
- 県営名古屋空港周辺を多くのヒトが集まる広域交流拠点に位置づけます。



1－3 岩倉市の特徴の整理

本市の都市づくりを考える上での特性（強みと弱み）を「立地面」、「産業面」、「文化面」、「生活面」、「環境面」、「防災面」の6つの視点から抽出します。

◆立地面の視点

（強み）

- 市内における土地の高低差が少なく、平坦な地形を形成しています。
- 名鉄岩倉駅、石仏駅、大山寺駅からの徒歩による駅勢圏(500m圏域)に市域の約20%が含まれ、自転車による駅勢圏(1,500m圏域)には市域の約80%が含まれています。

（弱み）

- 名鉄犬山線以東の市街地では、道路をはじめ下水道などの都市基盤整備が完了していないため、住宅の建て替えが進まず、老朽木造住宅を残しつつ都市的低未利用地が増加しています。
- 石仏駅や大山寺駅といった鉄道駅は、市域の北部及び南部の地域において生活拠点に位置づけられているものの、アクセスするための道路や地域における拠点となるような施設が不足しています。

◆産業面の視点

（強み）

- 市民の生活行動の要となっている岩倉駅では多くの人々が往来しており、自然に人が集まる空間となっています。

~~□周辺都市に比べ高速交通体系をいかした産業集積の立地条件が劣っているものの、小牧インターチェンジや一宮インターチェンジが近くにあり~~ます。現在は尾張一宮PAスマートIC（仮称）の検討を進めていることから、広域交通ネットワークを活かした産業集積の促進が期待されます。

（弱み）

- 商業系の事業所数が減少し、消費活動の市外流出が進んでおり、モノ消費の場としてだけでは商業地（商業集積）を維持することが困難となっています。
- 就業や就学による名古屋市や小牧市などへの人口流出が大きく、周辺都市に比べ昼間人口が少ない状況にあります。

◆文化面の視点

（強み）

- 五条川は市街地内を縦断する都市河川であり、春の「桜まつり」に多くの来訪者が訪れるなど、代表的な観光資源となっています。
- 市内には、神明大一社をはじめとした社寺が点在しているほか、のんびり洗いや山車など歴史文化資源が存在しています。

（弱み）

- 地域的なまとまった景観資源となるような街並みが減少しています。

◆生活面の視点

(強み)

- 岩倉駅は名鉄犬山線と地下鉄鶴舞線の接続によって、名古屋都心部への優れたアクセス利便性を有し、岩倉駅周辺では高層マンションの立地が進んでいます。
- 中部国際空港、名古屋空港、名古屋駅といった主要な空港や駅へのアクセスが優れています。

(弱み)

- 少子化と長寿社会の到来によって人口の高齢化が進むとともに、世帯人口の減少や一人暮らし世帯の増加が進んでおり、従来のような地域のつながりの維持が困難となっています。

◆環境面の視点

(強み)

- 五条川は市街地内を縦断しており、河川水面による冷却機能など、良好な都市環境を創出しています。
- 市街地の周辺には、大都市近郊にあって多くの農地が残っており、農業利用だけでなく、環境保全機能としての役割を果たしています。

(弱み)

- 名鉄犬山線と五条川に挟まれた市街地では下水道整備が完了していないため、五条川の水質改善を含めた都市環境の向上に向け、早急な整備が必要です。
- 都市公園の面積は都市公園法施行令で定める標準（1人当たり10.00㎡）を大きく下回っています（1人当たり1.09㎡）。

◆防災面の視点

(強み)

- 濃尾平野の中央に位置しており、土砂災害や津波などの自然災害を受けにくい地形です。
- 幹線道路網の整備が進んでおり、災害時の緊急輸送道路や避難路における複数経路の確保が可能となります。

(弱み)

- 岩倉駅周辺の市街地では、狭あい道路の整備や老朽木造建築物の除却・建替えが進まず、防災機能の強化に向け密集市街地の解消が求められます。
- 岩倉駅周辺の市街地は、台風や集中豪雨による浸水被害の軽減化に向け、早急な浸水対策が求められます。

第2章 都市づくりの目標

都市づくりの基本理念

都市づくりの目標

将来都市フレーム

都市の構成

2-1 都市づくりの基本理念

【都市の将来像】

健康で明るい緑の文化都市

【都市づくりの理念】

都市づくりを進めていく上で、すべての取組の根底となる基本的な理念を設定します。

設定にあたっては、将来にわたり市民が快適な暮らしを継続することができる持続可能な都市づくりを市民との協働で築き上げるため、経済・社会・環境の広範囲な課題に総合的に取り組み「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を目指し、次に示す3つのポイントを定めるものとします。

Point 1 「持続可能」

人口減少・長寿社会の到来や、変化する社会経済情勢等に柔軟に対応しながら、安定した行財政運営を進めるため、今あるものをいかし、将来にわたって持続可能な都市づくりを進めます。

Point 2 「協働」

本市の未来は行政だけで創っていくものではなく、ここに根差すすべての市民や地域団体、民間企業等とともに、将来の目指す姿を共有し、適切な役割分担や協働によって、実現可能な都市づくりを進めます。

Point 3 「五条川」

本市を南北に流れる五条川は、日常生活に憩いや安らぎを与えるだけでなく、本市が自信を持って市外へ発信する魅力の代表であり、これからも岩倉市民の誇りとして、五条川とともにある都市づくりを進めます。

以上を踏まえ、基本理念を次のとおり定めます。

協働で育む 五条川の魅力とともに生きる

持続可能な都市づくり

持続可能な開発目標（SDGs）とは？

今世界では、広範囲に広がる貧困、不平等の高まりと富、機会、権力の格差の問題から環境の悪化と気候変動がもたらす危機など、計り知れないほどの課題に直面しています。

そのため、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が掲げられています。

持続可能な開発目標（SDGs）は、2030年（令和12年）を達成年限とし、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のターゲットで構成された世界共通の目標であり、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指しています。



資料：国際連合広報センターHP、外務省 HP

2-2 都市づくりの目標

6つの視点に基づく本市の特徴について、強みをいかす（□）、弱みを克服する（■）という両面の課題から都市の将来像及び都市づくりの基本理念を踏まえた、今後の都市づくりの目標を次のとおり定めます。

● 立地面（都市構造）の課題

- ☐ 高低差がなく誰もが歩きやすい地形の活用
- ☐ 日常生活における生活利便性の向上
- まちづくりと一体となった都市基盤整備の推進による人口の受け皿の適正配置
- 地域の生活拠点としての石仏駅、大山寺駅の機能整備

● 産業面（都市活力）の課題

- ☐ 多くの人が集まることによるにぎわいの醸成
- ☐ 高速道路へのアクセス強化による生産・物流機能の誘致・集積
- 中心部における住居と商業の複合的な土地活用
- 就業場所の誘致による昼間人口比率の上昇

● 文化面（都市魅力）の課題

- ☐ 五条川の魅力をいかした来訪機会・目的の拡大による交流人口の拡大
- ☐ 歴史・文化資源を活用した魅力向上
- 市街地整備・都市づくりにあわせた街並みの形成

● 生活面（都市生活）の課題

- ☐ アクセスの利便性をいかした人口増加施策の推進
- ☐ 主要な空港や駅との優れたアクセス利便性による関係人口の増加
- 高齢化・一人暮らし世帯の増加を踏まえた誰もが参加できる地域コミュニティの充実

● 環境面（都市環境）の課題

- ☐ 五条川に親しむ環境の創出
- ☐ 市街地内の農地における環境保全機能の活用
- 公共下水道整備の推進
- 農地等の緑地活用

● 防災面（都市防災）の課題

- ☐ 土砂災害や津波のリスクがない
- ☐ 災害時における緊急輸送道路や避難路を複数確保できる
- 老朽化した木造住宅密集地における道路整備、建替え促進
- 雨水・浸水対策の推進

歩いて（自転車で）生活できる都市づくり

鉄道駅やバスなどの公共交通ネットワークにより、日常生活を歩いて（自転車で）行えるというメリットをいかし、まちづくりと一体となった都市基盤整備や鉄道駅とのアクセス性を向上することで、健幸※を実現できるコンパクトな都市づくりを進めます。

※「健幸」という言葉には、だれもがいつまでも、体も心も健康で、いきいきと幸せになれるまちをみんなで育んでいこうという思いが込められています。



広域連携による都市づくり

優れた交通利便性により、市内だけでなく市外とのつながりも強いことから、鉄道駅周辺に日常生活に必要な都市機能の誘導を進めるとともに、産業においても立地性をいかし、産業誘致を進めることで、暮らしと産業のバランスのとれたまちを目指します。



五条川を中心とした都市づくり

「日本のさくら名所100選」である桜並木は、市民共通のシンボルであり、岩倉にしかない魅力です。五条川を中心に、のんびり洗いや山車など岩倉の文化を知ってもらい、岩倉に住むことがステータスとなるように岩倉全体の魅力向上を目指します。



多様な人々と共生する都市づくり

名古屋都心部や空港へのアクセス利便性から、岩倉にはまだまだ多くの人々を呼び込める可能性を秘めています。単身者、外国籍市民等、子育て世代、高齢者など多様な人々の生活スタイルに対応し、地域コミュニティやユニバーサルデザインを大切にしながら、すべての人が住みやすさを実感して、住み続けたいと思える地域社会の実現を目指します。



環境にやさしい都市づくり

市内の河川や緑地空間など市民一人一人が自然を身近に感じるとともに、その保全や調和について考え、日常生活における公共交通の利用など、環境への負荷を低減するとともに、生態系を守り、緑豊かで快適に暮らすことができるような自然環境と調和した都市づくりを進めます。



安全・安心な都市づくり

大規模な自然災害等の発生を前提に、道路や公園などの都市基盤整備を進めるとともに、市民の災害に対する意識の強化や事前の対策といった地域における防災力の向上を図ることによって、市民が安全・安心に暮らせる都市づくりを進めます。



2-3 将来都市フレーム

【人口フレーム】

第5次岩倉市総合計画における一次推計値を前提に、川井野寄工業団地等における労働人口とその家族が定住するものとした増加人口を合計したうえで、第5次岩倉市総合計画と整合を図り、人口フレーム（将来人口）として48,500人と設定します。

	現状値	基準年度	将来フレーム
	2015年度（平成27年度）	2020年度（令和2年度）	2030年度（令和12年度）
国立社会保障・人口問題研究所推計値	47,562人※	47,383人	45,782人
第5次岩倉市総合計画策定における一次推計値	—	47,901人	47,304人
川井野寄工業団地等における増加人口	—	—	1,040人
総人口	47,562人	47,901人 (47,983人)※	48,344人

※2015年（平成27年）及び2020年（令和2年）国勢調査の人口

【市街地フレーム】

住居系市街地

将来人口の推計を基に、市街化区域内人口密度の考え方から住居系市街地の規模を算出します。中心部・鉄道駅周辺では、低未利用地の活用や高層化を図ることで高密度な市街地を維持し、これ以外の住宅地では道路や公園等の公共用地を確保していくことでゆとりのある住宅地を形成していくものとする、新たに必要な住居系市街地の規模は約10～15haとなります。

産業系市街地

産業系の市内総生産は、~~回復傾向にあり、近年の年間成長率は約0.9%と10年前を上回る程度まで成長しています。~~これは愛知県の平均と同程度であることから、~~近年、新型コロナウイルス感染症の影響等を受け一時的に減少しましたが、感染拡大前（2018年（平成30年））までの年間成長率は約0.7%を記録していました。~~目標年度に向けてもこの増加傾向を維持していくものとして、新たに必要な産業系市街地の規模を算出すると約20ha約28haとなります。

2-4 都市の構成

都市の将来像の構成を「土地利用構成（都市形成ゾーン）」、「都市軸（都市連携軸・都市形成軸）」、「都市機能拠点」で、次のとおり設定・表現します。

【土地利用構成】

◇都市形成ゾーン

本市の基本的な土地利用のイメージをゾーンごとに分けて設定します。

ゾーン名	都市構造の考え方	配置イメージ
住 宅 ゾ ー ン	居住空間の向上を図るとともに、歩いて生活できるまちづくりを推進するゾーン	☐ 既存の住居系用途地域 ☐ 既存の準工業地域
商 業 ゾ ー ン	買物需要に対応した商業機能や必要とする多様な機能を集積するゾーン	☐ 岩倉駅周辺 ☐ 既存の大規模集客施設周辺
工 業 ゾ ー ン	立地の優位性をいかした工業の高度化や優良企業の誘致を推進するゾーン	☐ 既存の工業地域 ☐ 令和元年10月都市計画決定 川井野寄工業団地地区計画の区域
住宅農地共存ゾーン	既存集落地における住宅及び農地が共存できるゾーン	☐ 都市計画法第34条第11号に基づく愛知県条例で指定された区域
農 地 保 全 ゾ ー ン	優良農地の維持、保全や耕作放棄地等の活用を図るゾーン	☐ 住宅農地共存ゾーンを除く市街化調整区域
住 居 系 拡 大 検 討 ゾ ー ン	住居系の市街地の拡大を検討するゾーン	☒ 井土町・八劔町の一部 ☐ 稲荷町・川井町の一部 ☒ ●●町の一部
産 業 系 拡 大 検 討 ゾ ー ン	川井野寄工業団地に続く企業誘致を検討するゾーン	☐ 八劔町の一部 ☐ 川井町・野寄町の一部
地 域 振 興 拡 大 検 討 ゾ ー ン	尾張一宮PAスマートIC（仮称）の整備効果を活かし、地域振興の拡大を検討するゾーン	☐ 北島町の一部 ☐ 大地町の一部

【都市軸】

◇都市連携軸

都市・地域を結ぶ道路・交通網を機能ごとに設定します。

軸名	機能	配置イメージ
主 要 幹 線 軸	本市と全国を結ぶ交流・物流を支える広域連携軸	☐ 名神高速道路
都 市 幹 線 軸	本市と周辺自治体を結ぶ身近な生活を支えるための連携軸	☐ (都)一宮春日井線 ☐ (都)名古屋江南線 ☐ (都)一宮小牧線 ☐ (都)加茂伝法寺線 ☐ (都)江南岩倉線 ☐ (都)萩原多気線 ☐ (都)岩倉小牧線 ☐ (都)岩倉西春線 ☐ (都)北島藤島線 ☐ (都)豊田岩倉線 ☐ (一)浅野羽根岩倉線 ☐ 名鉄犬山線
地 域 連 携 軸	徒歩など自動車以外の移動手段を主体とした地域の骨格となる連携軸	☐ (都)岩倉駅西線 ☐ (都)新柳通線 ☐ (都)桜通線 ☐ (都)北通線
水 と 緑 の 環 境 軸	河川に沿った親水空間を活用した連携軸	☐ 五条川 ☐ 巾下川 ☐ 矢戸川
歴 史 文 化 軸	歴史資源を結び文化をつなぐ連携軸	☐ 岩倉街道

◇都市形成軸

都市や地域を結ぶ道路・交通網の機能を活用し、都市機能・用途の誘導を図ります。

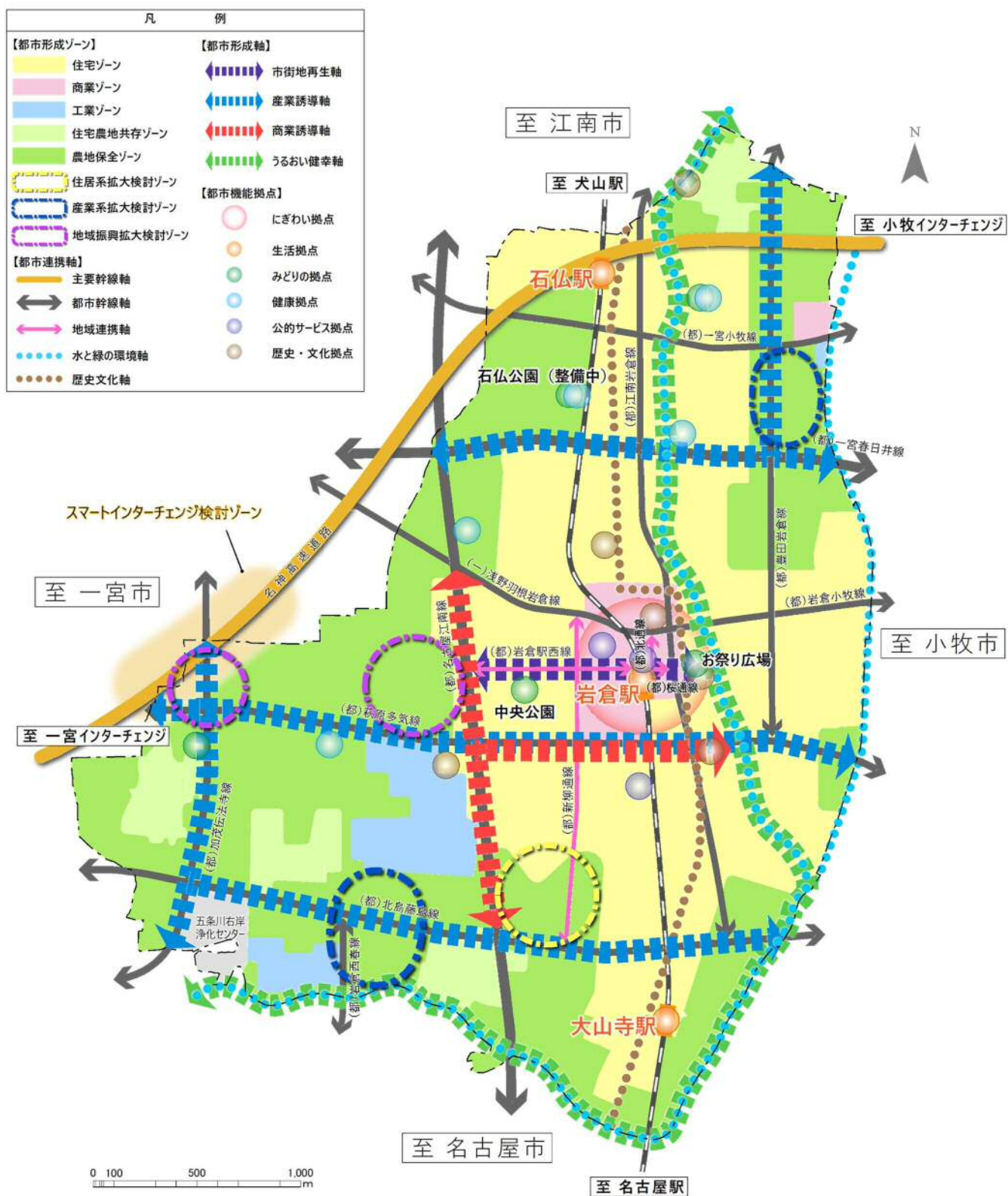
軸名	機能	配置イメージ
市 街 地 再 生 軸	持続可能なまちづくりを目指し、中心市街地に新たな投資を呼び込み、市街地の再生を図る。	☐ (都)岩倉駅西線 ☐ (都)桜通線
産 業 誘 導 軸	幹線道路沿いの立地をいかし、周辺環境との調和を図りながら産業機能の立地誘導を図る。	☐ (都)一宮春日井線 ☐ (都)加茂伝法寺線 ☐ (都)萩原多気線 ☐ (都)北島藤島線 ☐ (都)豊田岩倉線
商 業 誘 導 軸	幹線道路沿いの立地をいかし、流出する消費活動の受け皿として商業機能の立地誘導を図る。	☐ (都)名古屋江南線 ☐ (都)萩原多気線
う る お い 健 幸 軸	五条川の親水空間を活用し、市街地における緑豊かな環境創出と市民の交流と健康増進を図る。	☐ 五条川

【都市機能拠点】

本市の市街地、地区形成の要となる主要な施設について、各施設の役割（用途）を踏まえて都市機能拠点と位置づけます。

拠点名	機能	配置イメージ
にぎわい拠点	商業施設等の集積を図ることで、生活、仕事、交流、文化活動を支える拠点	☐ 岩倉駅周辺
生活拠点	市民の日常的な生活行動の要（中継点）となる交通拠点	☐ 石仏駅周辺 ☐ 岩倉駅周辺 ☐ 大山寺駅周辺
みどりの拠点	緑豊かなうるおいある空間を形成するレクリエーション拠点	☐ 中央公園 ☐ 自然生態園 ☐ お祭り広場 ☐ 石仏スポーツ広場 ☐ 夢さくら公園
健康拠点	スポーツ等で体を動かすことにより、総合的な健康づくりを行うことができる拠点	☐ 野寄テニスコート ☐ 野寄スポーツ広場 ☐ 総合体育文化センター ☐ 八剱憩いの広場 ☐ 石仏スポーツ広場 ☐ 石仏公園（整備中） ☐ 夢さくら公園
公的サービス拠点	行政サービスや文化振興を担う拠点	☐ 生涯学習センター ☐ 図書館 ☐ 市民プラザ ☐ 市役所
歴史・文化拠点	岩倉の歴史文化を発信し、市民の交流や来訪者の観光目的となる拠点	☐ 井上城跡 ☐ 新溝神社 ☐ 神明大一社 ☐ 神明生田神社 ☐ 岩倉城跡 ☐ 史跡公園

【図 将来都市構造図】



第3章 都市づくりの方針

土地利用の方針

市街地整備の方針

交通施設等整備の方針

公園緑地の整備の方針

自然環境の保全及び都市環境形成の方針

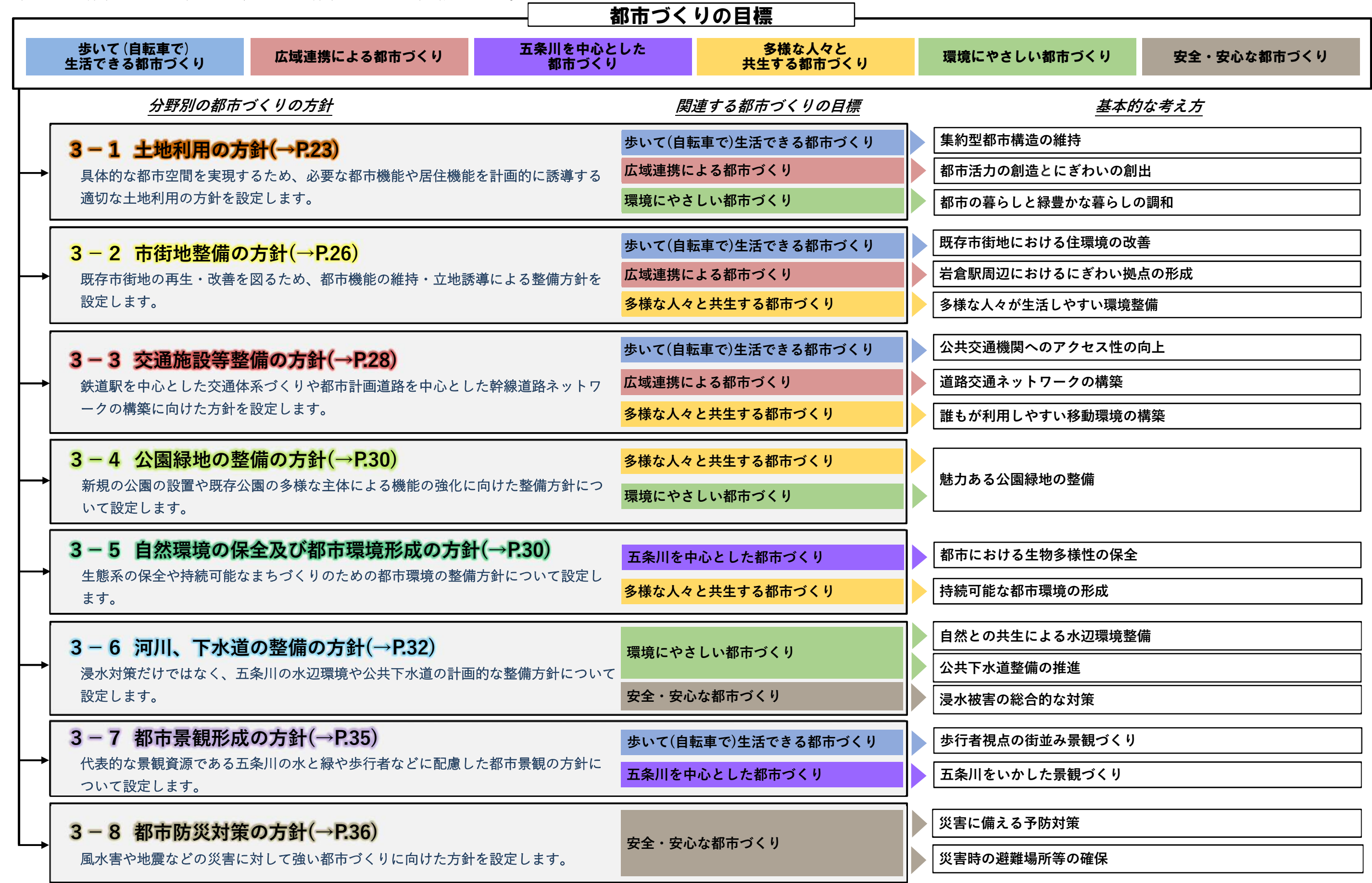
河川、下水道の整備の方針

都市景観形成の方針

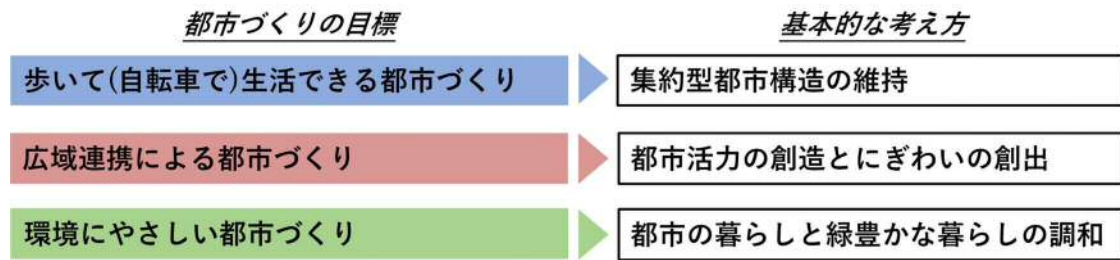
都市防災対策の方針

・分野別の都市づくりの方針設定

前章で掲げた都市づくりの目標に対し、分野別に都市づくりの方針を設定します。



3-1 土地利用の方針



【基本的な考え方】

◇集約型都市構造の維持

- 岩倉駅周辺において、引き続き都市機能などの集積、複合化を誘導します。
- 空き家・空き地の増加を抑制するとともに、土地利用のニーズに応じた利便性と快適性が調和した居住環境の創出、維持及び保全に努めます。

◇都市活力の創造とにぎわいの創出

- 市街地内の既存の工業地については、現在の居住環境、操業環境双方の悪化を招くことがないよう配慮した土地利用の維持に努めます。
- 都市形成軸となる幹線道路の沿道街区では、商業誘導軸にあわせた商業施設や産業誘導軸にあわせた新たな産業立地による土地利用を誘導します。
- 現在検討を進めている尾張一宮PAスマートIC（仮称）の周辺や広域的な交通利用が見込める道路の沿線においては、広域交通ネットワークを活かし、新たな産業や商業、交流機能を誘導します。

◇都市の暮らしと緑豊かな暮らしの調和

- 無秩序な開発を抑制し、緑豊かな暮らしと優良な農地を保全します。
- 五条川をはじめとした市民の暮らしの身近にある自然環境について、生態系にも配慮しながら、適正に保全します。

【区域区分の方針】

第5次岩倉市総合計画では、新たな企業の誘致をまちづくり戦略として掲げており、新たな産業用地の確保と、企業誘致に伴う人口増加による新規の住宅地需要に応じた市街地の拡大が必要となります。

本計画では、市街化区域隣接部で、産業系市街地の拡大と住居系市街地の拡大（市街化区域の見直し）を検討することとします。

市街地の拡大にあたっては、拡大検討ゾーンにおける内水・外水氾濫の想定浸水深を踏まえて検討します。また、道路や公園等の基盤整備が条件となることから、地域の合意を得られることが前提です。

上記以外の地区は、市街化調整区域として無秩序な開発を抑制し、優良な農地の自然環境を保全します。

【土地利用の区分】

都市環境と田園・自然環境の調和を原則とし、現在の市街地のまとまりを維持するとともに、集落における暮らしと農業の共存、無秩序な開発の抑制を図り、都市の将来像に基づく拡大市街地フレームを適正に配置し、土地利用を次のとおり区分します。

◇市街化区域の土地利用区分

低層住宅地区	低層の住居形態を基本とし、落ち着いたある閑静な住環境の維持を図る地区〔第一種低層住居専用地域〕
一般住宅地区	多様な住居形態を許容するとともに、ゆとりある住環境を維持しながら、日常生活を支える用途の共存を図る地区〔第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域〕
住宅サービス複合地区	住宅と生活サービス施設の共存を図る地区〔近隣商業地域、準工業地域〕
商業業務地区	岩倉駅の徒歩圏を基本に、商業業務機能の集積を図り、多様な都市活動機会を提供し、日常生活を支え、交流とにぎわいを創出する地区〔商業地域〕
沿道サービス地区	幹線道路沿道の特性をいかし、住宅と商業・サービス施設の立地を誘導する地区〔近隣商業地域〕
産業活力創造地区	既存市街地において、環境負荷軽減を図りながら、産業機能を維持・更新する地区〔工業地域〕

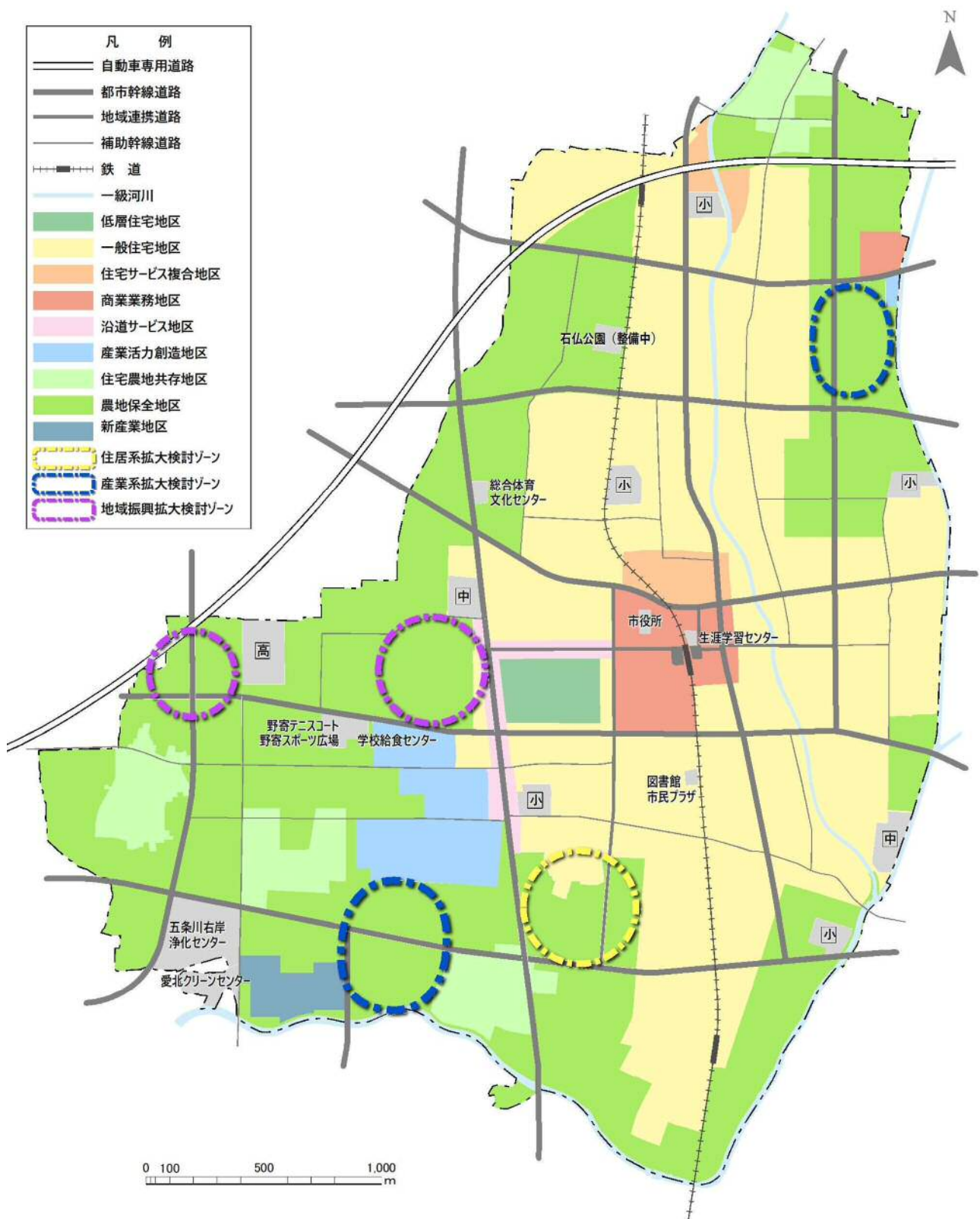
◇市街化調整区域の土地利用区分

住宅農地共存地区	既存集落の環境保全を図る地区〔都市計画法第 34 条第 11 号に基づく愛知県条例で指定された区域〕
農地保全地区	無秩序な開発を抑制し、農地の適正な管理・保全・整備を図る地区
新産業地区	新たな産業集積の受け皿を計画的に整備し、市街化区域編入も検討したうえでとして産業立地を誘導する地区〔令和元年 10 月都市計画決定川井野寄工業団地地区計画〕の誘導を行った

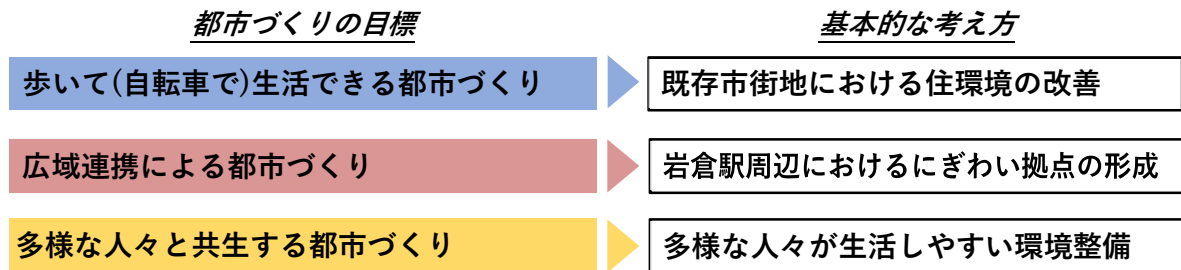
◇市街化区域の拡大検討ゾーンの土地利用区分

住居系拡大検討ゾーン	住居系市街地として、計画的な整備に向けた検討と、市街化区域編入を今後 10 年間を目途に検討するゾーン〔稲荷・川井地区、井土・八剱地区、●●地区〕
産業系拡大検討ゾーン	産業系市街地として、周辺の産業活力創造地区等との連続性を考慮しながら計画的な整備に向けた検討と、市街化区域編入を今後 10 年間を目途に検討するゾーン〔川井・野寄地区、八剱地区〕
地域振興拡大検討ゾーン	尾張一宮 PA スマート IC（仮称）の整備による広域交通ネットワークをいかし、工場や商業、先端産業系の新産業や地域振興を目的とした交流機能の立地誘導を検討するゾーン〔北島地区、大地地区〕

【図 土地利用方針図】



3 - 2 市街地整備の方針



【基本的な考え方】

◇既存市街地における住環境の改善

- 既存市街地及び既存集落地の狭あい道路は、建物等の建替え時期におけるセットバックによる拡幅等により整備、改善を図ります。
- 都市基盤整備が整っていない地域では、道路や下水道等の基盤整備を図ります。

◇岩倉駅周辺におけるにぎわい拠点の形成

- 岩倉駅周辺は、まちのにぎわいや活力の創出にも寄与する広域的な都市機能の集積・充実を図るほか、市民ニーズにあった都市機能の誘導を図ります。
- 岩倉駅東の市街地では、**(仮称) にぎわい広場整備基本構想を基に**、住民や開発事業者等とともに、都市計画道路の整備と一体となったまちづくりを進めます。

◇多様な人々が生活しやすい環境整備

- 学校、幼稚園、保育園周辺を中心として、歩車分離や防護柵などの整備を進め、歩行者や自転車利用者の安全を強化します。
- すべての人にやさしく、暮らしやすい生活空間を形成するため、主要な道路や公共施設などの多くの人が利用する施設において、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

ユニバーサルデザインについて

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。よく混同されるバリアフリーは、高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。

国土交通省では、2005年（平成17年）に策定した「ユニバーサルデザイン政策大綱」に掲げている「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、歩行空間や都市公園、官庁施設等でユニバーサルデザインを推進しています。

本市においても2004年（平成16年）3月に策定した岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針により、ユニバーサルデザインを推進しています。

○歩行空間におけるユニバーサルデザイン



歩車道の段差改善

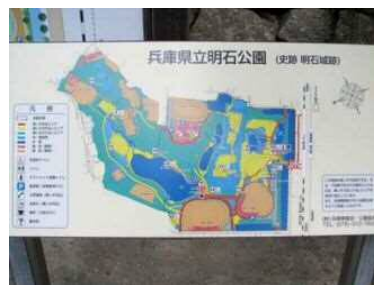


薄層カラー舗装による歩行空間の視認性向上

○都市公園におけるユニバーサルデザイン



車いす使用者も利用できる野外卓



色覚障がいに対応したマップ

○官庁施設におけるユニバーサルデザイン



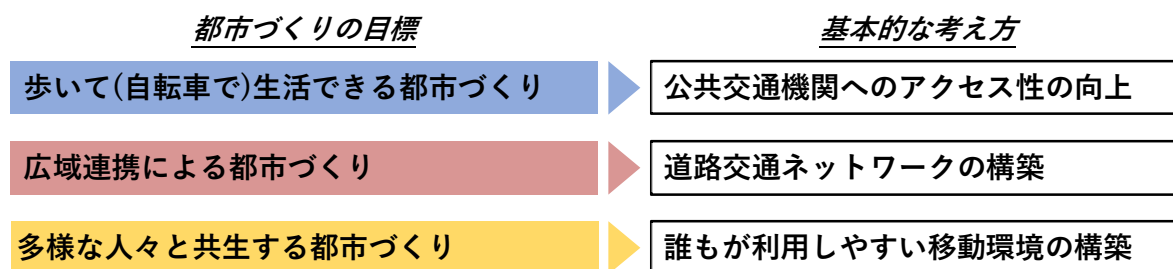
雨天時にも配慮した車いす使用者用駐車施設



誰もが利用しやすいトイレ

資料：国土交通省

3-3 交通施設等整備の方針



【基本的な考え方】

◇公共交通機関へのアクセス性の向上

- 鉄道駅ではバスや自転車と鉄道との乗り継ぎがスムーズに行えるよう利便性の向上及びバリアフリー環境の向上を図ります。
- 岩倉市自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備を推進します。

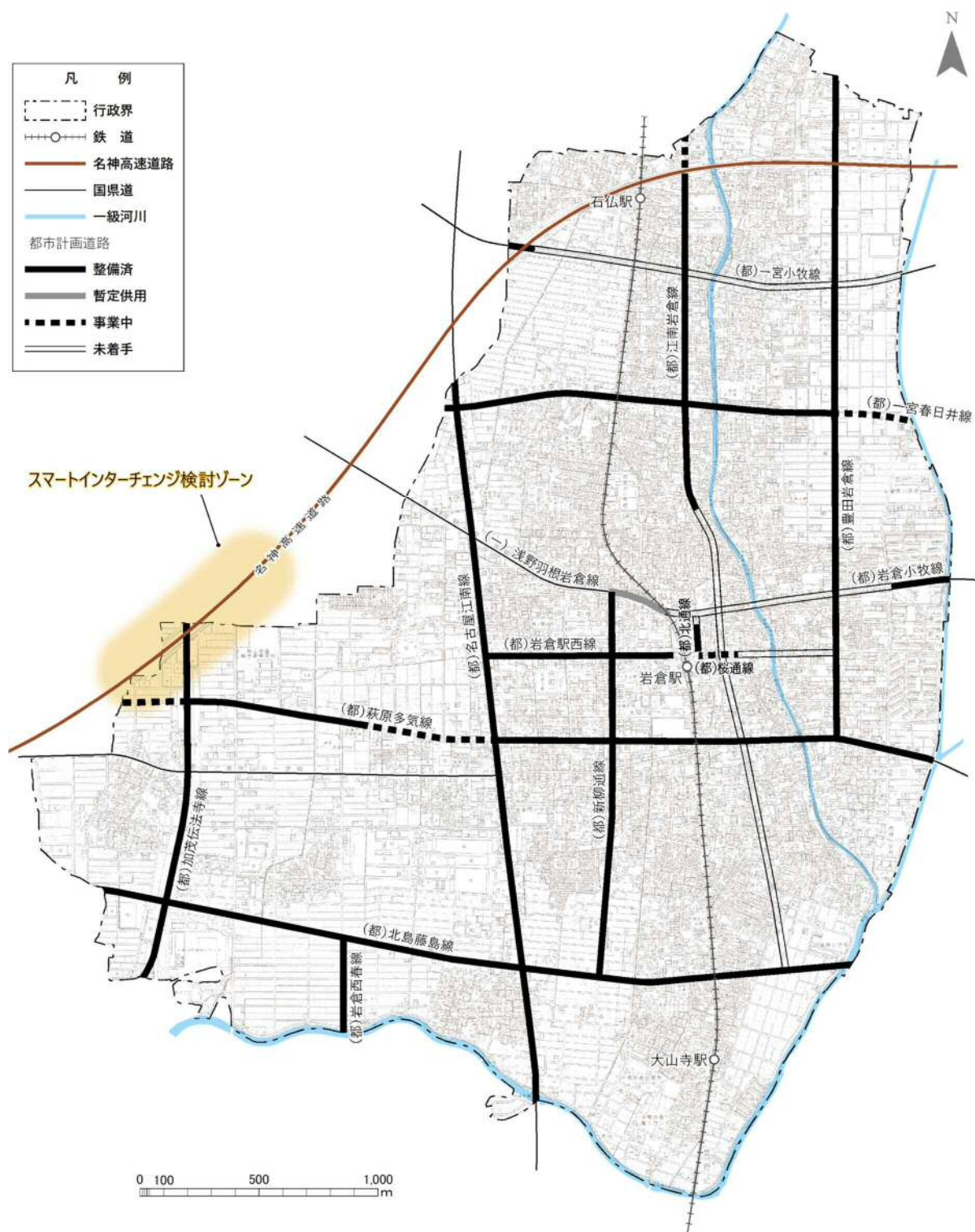
◇道路交通ネットワークの構築

- ~~(都)名古屋江南線、(都)荻原多気線~~については、早期供用を目指し、(都)一宮春日井線、(都)桜通線については、着実な整備を推進します。
- 都市計画道路の未整備区間は、引き続き整備を推進します。また、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを検討します。
- (都)江南岩倉線については、道路事業だけでなく、沿道における都市機能の立地誘導とあわせた面的な整備を検討します。
- 生活道路は、安全・安心な日常生活を送れるように通過交通（抜け道交通）の抑制や危険箇所解消などを図ります。
- 整備された道路、橋梁については、的確な状況把握に努め、効果、効率を重視した計画的な維持管理を推進します。
- ~~名神高速道路一宮インターチェンジ～小牧インターチェンジ間に、スマートインターチェンジの設置を検討します。~~尾張一宮PAスマートIC（仮称）の整備を推進します。これにより、高速道路へのアクセス利便性の向上を図るとともに、産業振興による活力ある都市づくりに努めます。

◇誰もが利用しやすい移動環境の構築

- 駅施設及び周辺の道路等においては、高齢者や障がい者などに配慮し、安全かつ円滑な移動利便性の向上に向け、バリアフリー化を推進します。
- 公共交通の利用者のニーズを把握し、公共交通サービスの充実を図り、高齢者をはじめ、障がい者や子育て世代の移動を支援します。

【図 交通施設等整備方針図】

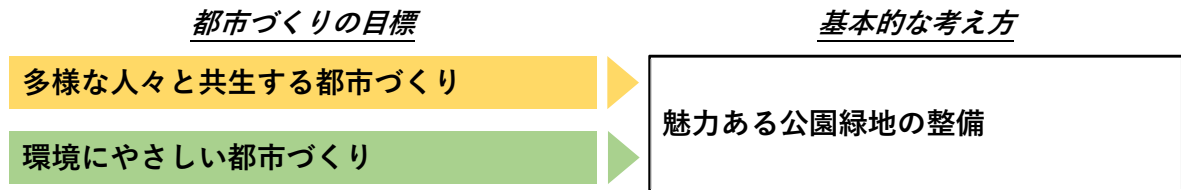


(路線番号) 路線名	(路線番号) 路線名	(路線番号) 路線名
□ 3・3・12 一宮春日井線	□ 3・4・61 岩倉小牧線	■ 3・4・501 北島藤島線
■ 3・3・43 名古屋江南線	□ 3・4・30 江南岩倉線	□ 3・5・502 桜通線
□ 3・4・46 萩原多気線	■ 3・4・24 加茂伝法寺線	■ 3・5・503 豊田岩倉線
■ 3・4・62 岩倉駅西線	■ 3・4・504 岩倉西春線	□ 7・5・1 北通線
□ 3・4・14 一宮小牧線	■ 3・4・505 新柳通線	

■整備済路線

□整備中（一部区間整備済み）／未着手路線

3－4 公園緑地の整備の方針

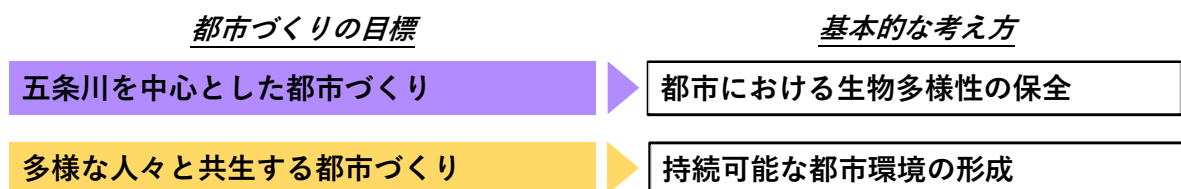


【基本的な考え方】

◇魅力ある公園緑地の整備

- 石仏スポーツ広場については、公園整備を推進し、石仏公園として機能の充実を図ります。
- ~~お祭り広場を拡張し、（仮称）にぎわい広場の（仮称）にぎわい広場整備基本構想を基にお祭り広場周辺~~の整備を進めるとともに、公園誘致圏に配慮した新規の公園設置を検討します。
- 新たな市街地整備を行う場所では、魅力ある市街地を形成するため、新規の公園緑地や生態系に配慮した多自然調整池の整備を推進します。
- 既存の公園については、市民にとっての憩いの場として、今後も活用していくため、多様な主体による公園管理を検討するとともに、機能の維持、強化を図ります。
- 希望の家跡地については、新たに都市公園としての整備を検討します。

3－5 自然環境の保全及び都市環境形成の方針



【基本的な考え方】

◇都市における生物多様性の保全

- 本市のシンボルである五条川では、沿川の桜並木や固有の生態系などを後世に引き継ぐため、今後も自然環境を保全します。
- 五条川や公園、農地等との緑の連続性を高め、生態系ネットワークの形成に努めます。また、岩倉駅周辺や自然生態園周辺では、重点的に緑化を推進します。

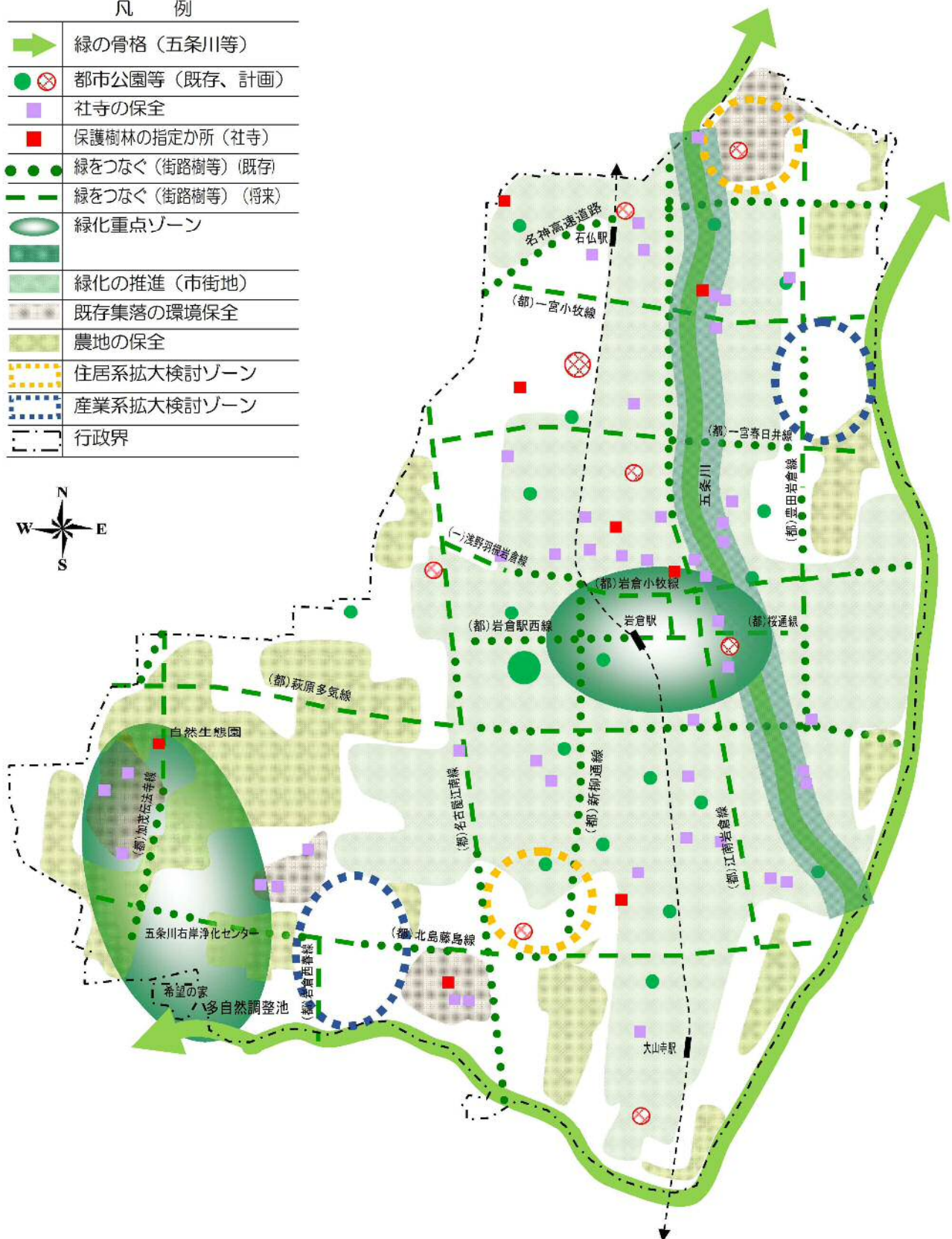
◇持続可能な都市環境の形成

- 環境に関するイベントなどの開催を通じて、緑の普及・啓発を進め、都市及び自然環境に関する市民意識の向上に努めます。
- 市民や民間事業者などが取り組む緑化活動を支援することで、民有地や公共施設の緑化を進め、緑豊かでうるおいのある都市環境の形成に努めます。

【図 公園緑地の整備の方針図】

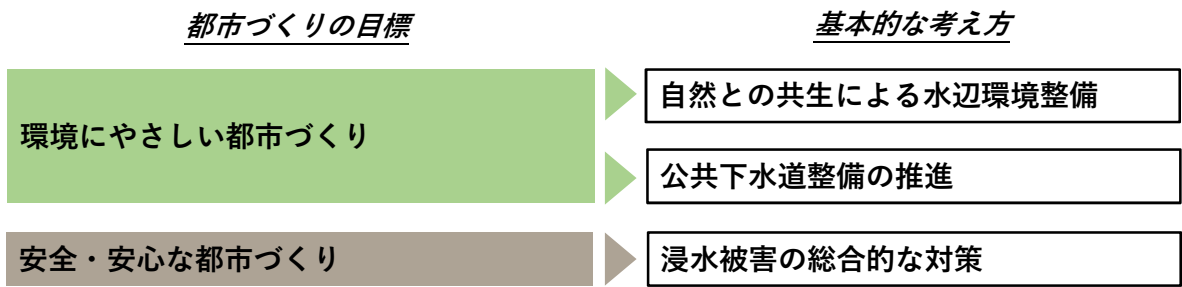
最終決定後
図面更新予定

凡 例	
	緑の骨格（五条川等）
	都市公園等（既存、計画）
	社寺の保全
	保護樹林の指定か所（社寺）
	緑をつなぐ（街路樹等）（既存）
	緑をつなぐ（街路樹等）（将来）
	緑化重点ゾーン
	緑化の推進（市街地）
	既存集落の環境保全
	農地の保全
	住居系拡大検討ゾーン
	産業系拡大検討ゾーン
	行政界



資料：「岩倉市緑の基本計画」

3－6 河川、下水道の整備の方針



【基本的な考え方】

◇自然との共生による水辺環境整備

- 五条川では沿川の桜並木や生態系を踏まえ、市民とともにうるおい健幸軸にふさわしい環境整備を推進します。

◇公共下水道整備の推進

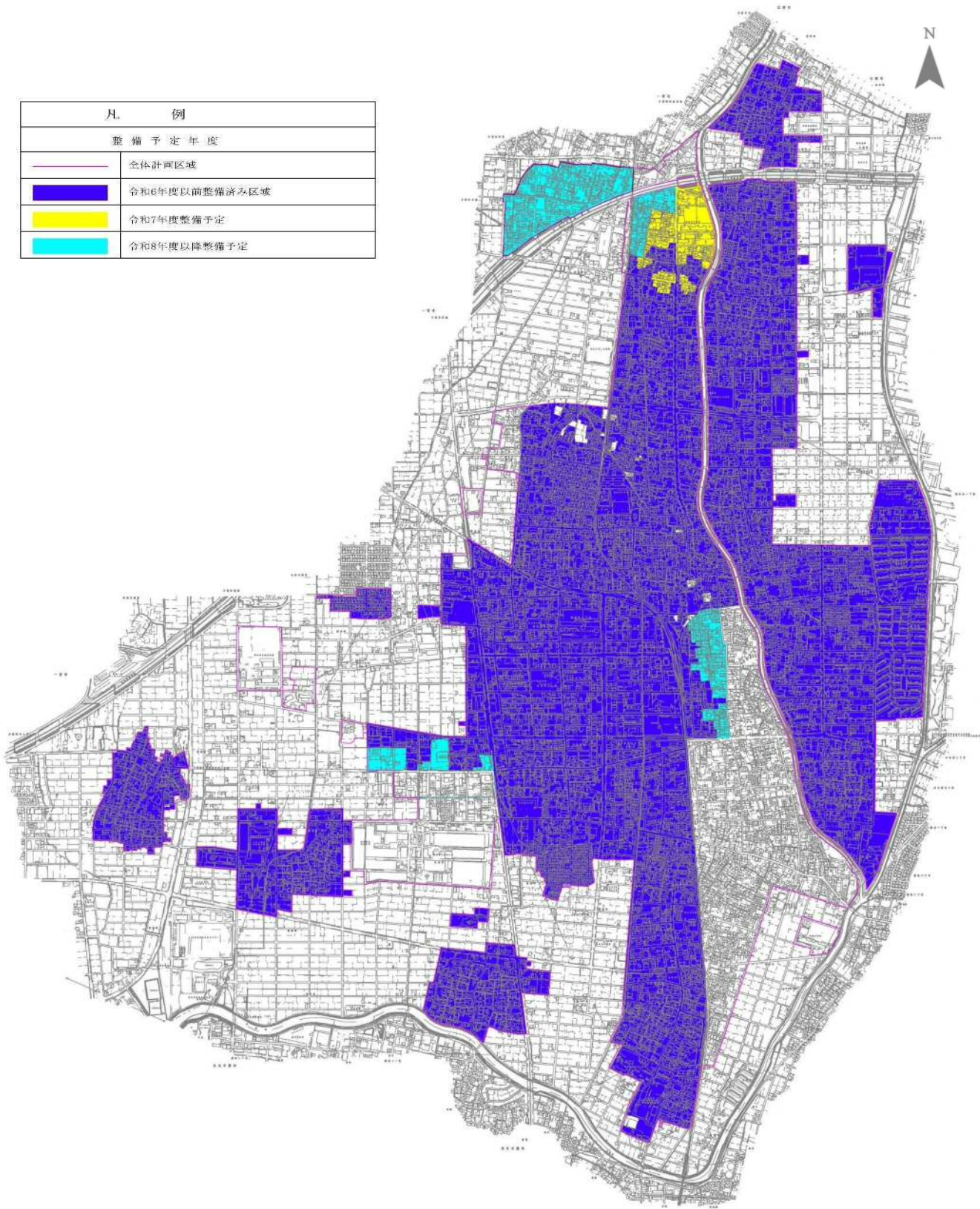
- 五条川右岸処理区では、流域関連公共下水道事業の推進に努めます。
※市内における下水の排除方式は分流式となっています。
- 既存の公共下水道については、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。

◇浸水被害の総合的な対策

- 五条川、矢戸川、巾下川については、新川流域水害対策計画に基づき、愛知県等の関係機関と連携して気候変動にあわせた治水機能の強化に努めます。
- 農地の有する雨水調整機能の保全、雨水流出量の増加に対応した調整池の確保、宅地内貯留の推進等により、河川への負担軽減を図ります。
- 下水道（雨水）整備計画に基づき、都市公園や学校グラウンド等の地下に調整池を整備し、浸水被害の軽減に努めます。

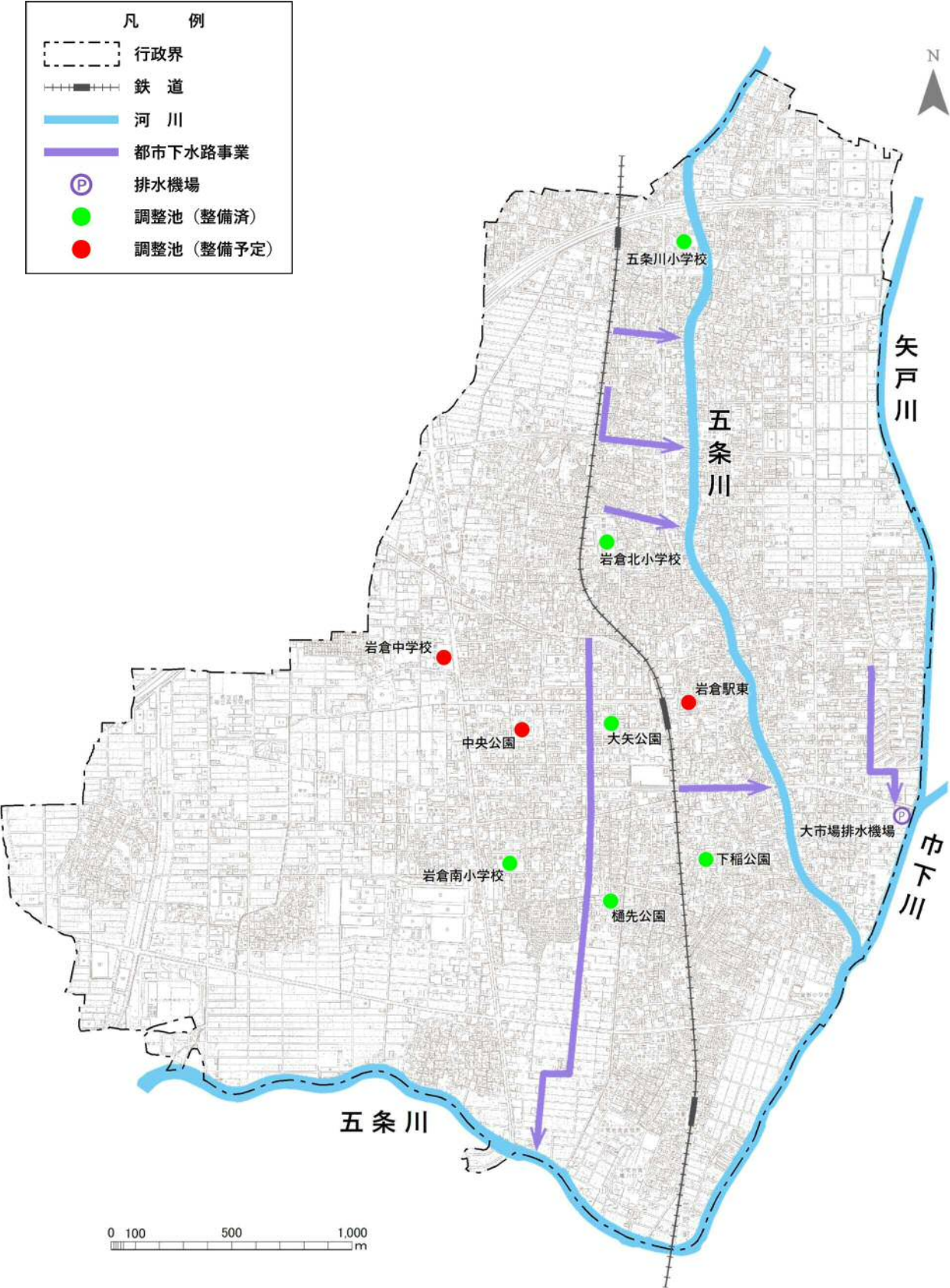
【図 下水道計画図】

現時点での最新



資料：「公共下水道の整備計画」岩倉市 HP

【図 浸水対策方針図】



3－7 都市景観形成の方針

都市づくりの目標

基本的な考え方

歩いて（自転車で）生活できる都市づくり

歩行者視点の街並み景観づくり

五条川を中心とした都市づくり

五条川をいかした景観づくり

【基本的な考え方】

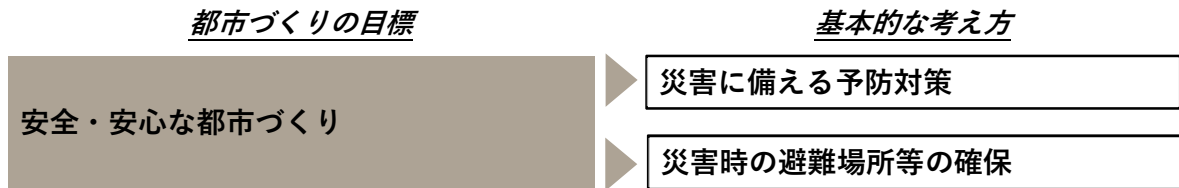
◇歩行者視点の街並み景観づくり

- 市の玄関口である岩倉駅の東西を結ぶ市街地再生軸については、駅にふさわしい都市景観の整備を図ります。
- 多くの人々が行きかう都市機能拠点では、シンプルかつユニバーサルデザインに配慮した案内表示に努め、居心地の良い空間創出を目指します。
- 市内の社寺等の地域景観資源を中心として、歴史・文化を身近に感じることのできる景観を維持するように努めます。
- 市街地内における都市計画道路の整備においては、無電柱化を推進し、良好な街並み景観の形成を図ります。

◇五条川をいかした景観づくり

- 五条川と桜並木がつくる水と緑に彩られた公共空間が、市民の誇りである河川景観を形成していることから、その保全に努めます。
- 五条川沿川は、うるおいのある市街地景観に重要な役割を果たしており、自然と調和した市街地景観の維持に努めます。

3－8 都市防災対策の方針



【基本的な考え方】

◇災害に備える予防対策

- 市街地における水害を防止するため、総合的な浸水対策により、浸水被害の軽減に努めます。
- 都市計画道路の整備にあわせた沿道における市街地整備について、周辺の耐震化、不燃化及び狭あい道路の解消に向けた検討を行います。
- 南海トラフ地震等の大規模な災害に備え、1981年（昭和56年）5月以前に建てられた旧耐震基準の建築物の耐震化及び空き家の除却を促進します。
- 公共施設については、建て替え等にあわせ、耐震・耐火建築物として耐震化及び不燃化を推進します。

◇災害時の避難場所等の確保

- 災害時における避難場所、防災機能拠点として利用可能な公共施設（公園や公共空間）の整備を推進します。
- 災害が発生した場合、都市農地を一時避難用地や復旧用資材置場に活用できるよう、あらかじめ農地所有者等の協力が得られる仕組みを検討します。
- (都)名古屋江南線と(都)一宮小牧線は、愛知県が指定する主要な防災拠点を連絡する第二次緊急輸送道路であり、沿道の建築物の耐震化を促進します。
※(都)名古屋江南線は国が指定する重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路であり、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行することが可能となっています。

【図 都市防災対策方針図】

